

職員の退職手当に関する条例運用方針の改正の概要について

令和２年３月、職員の退職手当に関する条例の運用方針を定めたところであるが、令和７年２月議会における条例改正（刑法改正による拘禁刑創設）に合わせて、運用方針を改正する。

改正の概要

１ 「禁錮」及び「懲役」が廃止され、「拘禁刑」が創設されたことに伴い、「禁錮」の文言を「拘禁刑」に改正する。

（１）第八条の三（定年前に退職する意思を有する職員の募集等）関係

（２）第十二条（懲戒免職等処分を受けた場合等の退職手当の支給制限）関係

（３）第十三条（退職手当の支払の差止め）関係